外国語版ホームページ整備支援事業

（中小企業者海外販路開拓支援事業）

中小企業者が海外販路の開拓やグローバル化の推進を目的として、自社ホームページを外国語に対応させる際の初期費用の一部を助成し、中小企業者の競争力強化を支援します。

１．対象事業者　中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者で、次の全てを満たす者

(1) 製造業、情報サービス業、映像・音声制作業、デザイン業その他これらに類する業を営む者
(2) 引き続き１年以上市内に主たる事業所又は生産施設を有する者
(3) 市税を滞納していない者

２．補助対象事業　次に掲げる事業で補助対象経費の合計が 30 万円以上の事業

(1) 自社のホームページ内に新規に外国語版を作成する事業
(2) 自社のホームページ内の外国語版コンテンツを改修する事業

・日本語部分のページにかかる改修は補助対象外です。
（補助対象経費は日本語部分と外国語部分に分けてください。）
・独自ドメインを取得しているホームページのみが対象です。
・市内のホームページ制作事業者を利用して改修してください。
・翻訳については、市外の翻訳事業者の利用も可能です
・国や県などが実施する同様の助成制度と重複して申請することはできません。

３．補　助　率　１／２以内　（補助金額上限３０万円、万円未満切捨て）

４．回数制限　各中小企業者につき　１回限り

５．補助対象経費

(1) ホームページ改修委託費
① ホームページ改修にかかる経費
② コンテンツ追加にかかる経費
③ 有料プラグイン、API などの購入費（維持費は不可）
④ ＳＥＯ対策費（従前から継続しているものは不可）
⑤ ドメイン新規取得費

(2) 外注翻訳費

※自社エンジニア等が作成・改修する場合は外注翻訳費のみが対象です。
※補助対象経費に係る請求書、領収書、銀行振込書等の書類を保管してください。（実績報告の際、その写しを提出していただきます。経費の内訳や支払実績が確認できるよう、他の業務との一括処理はしないでください。）

※ 以下の経費は補助対象外です

① パソコンやスキャナなどの機器購入費
② ホームページ作成ソフトなどのソフトウェア購入費
③ インターネット接続に必要な工事費、通信経費などの管理費
④ サーバーのレンタル料、月額使用料などの維持管理費
⑤ 補助金の交付決定日以前に支払った経費
など

6．募 集 期 間　　平成 29 年 12 月 28 日(木)まで
ただし、予算がなくなり次第、受付を終了します。

7．提 出 書 類　　**次の書類をものづくり産業支援課まで持参してください。**
※事業内容について確認しますので、**説明できる方がお越しください。**
①補助金交付申請書
②経費の配分及び収支予算書（別紙 1）
③事業計画書（別紙 2）
④市税滞納有無調査承諾書
⑤経費の内容が分かる書類（見積書及び内訳書の写し、委託先の名称・所在地等の記入のあるもの）
⑥ホームページ作成・改修を業者に委託する場合は、受託業者の事業者概要（ホームページのトップページ等）・なければ過去に作成したホームページの実績概要

8．補助金交付までの流れ

	時　期	概　要
①交付申請	ホームページの改修を行う前、かつ対象経費の支払い前	ものづくり産業支援課まで上記提出書類を持参してください。
②交付決定	申請から３週間程度	申請書等を審査のうえ、交付決定通知を発送します。
③ホームページ改修	**平成 30 年 3 月 31 日まで**	ホームページのインターネット上へのアップロードおよび経費の支払いは平成 30 年 3 月 31 日までに完了してください。
中間検査	改修の内容（デザイン等）が概ね決まった時点	**改修内容を確認させていただきます。指導・助言を行う場合があります。**
④実績報告書等の提出	ホームページを開設し、経費の支払いが完了した時点 **(遅くとも平成 30 年 3 月 31 日まで)**	実績報告書等を提出してください。
⑤補助金の交付	実績報告書提出後、約１ヶ月～１ヶ月半後	実績報告書等の内容を検査します。その後、市から補助金額確定通知書を送付し、口座振込にて補助金を交付します。

9．そ　の　他
・補助金交付決定後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、事前に市長の承認を受ける必要があります。
・交付決定額は、補助金額の上限を示すものであり、実績報告書等による検査後に金額が確定します。（補助対象経費が 30 万円未満となった場合、補助対象事業となりませんのでご注意ください。）
・交付決定後、企業名、事業内容等を公表する場合があります。

▶問合せ・提出先　金沢市経済局ものづくり産業支援課　〒920-8577 金沢市広坂１丁目１番１号
TEL：076(220)2205　　FAX：076(260)7191　金沢のものづくり　検索

金沢市中小企業者海外販路開拓支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の中小企業者の海外における販路の開拓やグローバル化に資するため、中小企業者が行う外国語版ホームページ整備事業に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 外国語版ホームページ　日本語以外の言語で表記されたホームページをいう。

(3) 外国語版ホームページ整備事業　中小企業者が、自ら又は他の者に委託して、日本語で表記された既存の自社のホームページ内に外国語版ホームページを整備し、又は日本語以外の言語で表記された既存の自社のホームページを改良することをいう。

（補助金の交付）

第３条　補助金は、外国語版ホームページ整備事業を行う中小企業者（当該事業に係る他の助成制度の適用を受ける者を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当する者に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 製造業、情報サービス業、映像・音声等制作業、デザイン業その他これらに類する業種に属する事業を営み、かつ、引き続き１年以上本市内に当該事業の主たる事業所又は生産施設を有する者

(2) 市税を滞納していない者

（補助金の対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) ホームページの改修に係る委託費（ホームページの作成を業としない中小企業者が本市内に事業所等を有する者に委託する費用に限る。）

(2) 翻訳費

(3) その他市長が必要があると認める経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象経費の２分の１に相当する額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、その額は、30万円を限度とする。

（補助金の交付回数）

第６条　一の中小企業者が補助金の交付を受けることができる回数は、１回とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。